

## 1. パッケージ策の進捗状況について

- 金融庁は、地域金融機関が経営改革に向けた取組みを進めるにあたっての環境を整備するため、「地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けたパッケージ策」を策定したところ。各金融機関の取組みを後押しするためにも、「パッケージ策」に記載された施策については、順次タイムリーに実施しているところ。
- 具体的には、昨年11月にご紹介させていただいた後も、
  - ・ 11月29日に、ダブルギアリング規制の見直しについて、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資すると認められる出資等を特例承認の対象とする改正案を公表しており、遅くとも3月までに公布する予定である。また、
  - ・ 12月18日に、コンプライアンス・リスク管理に関する監督指針の規定について、監督指針で「一定期間の人事ローテーション」や「最低限年一回の一週間以上連続した職場離脱」等の特定の方法を定めている規定を削除する改正を公表したほか、
  - ・ 預金保険料率のあり方についての見直しについても、現在海外調査等を進めており、今後、対外的な議論を進めていきたいと考えている。
- また、「パッケージ策」では、経営トップや取締役会等が自身の経営やガバナンスの現状を振り返る際の参考としていただくための主要な論点を整理した「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点（コア・イシュー）」を策定することとしており、2月7日、パブリック・コメントに付している。
- 具体的な内容については、
  - ・ 論点の項目については、経営理念のほか、経営者・社外取締役を含む取締役会の役割、経営理念と経営戦略の関係性、人材育成・役職員

のモチベーションの確保などを論点に盛り込んでおり、

- ・ また、経営理念や経営戦略等は、例えば、「自行の経営理念はどのようなものであり、自行の経営理念の中で、どのように機能しているか。」といった形で、経営トップの皆様方が自ら振り返っていただきやすいよう、オープンクエスチョン形式としている。

- 昨年11月にお伝えしたとおり、本「コア・イシュー」は、地域銀行を念頭に置いたものではあるが、信用組合の皆さま方にも共通する事項があるのではないかと考えており、ご一読いただくようお願いしたい。

## 2. 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の策定・公表について

- 「経営者保証に関するガイドライン」の特則について、昨年12月24日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則が公表された。
- 特則では、現行のガイドラインを補完するものとして、例外的な場合を除き、前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないことなどが明記されており、こうしたことが、今後、金融機関等による積極的な活用を通じて、融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えている。
- 営業現場の第一線まで本特則の周知徹底を図るとともに、顧客に対する幅広い周知・広報、社内規程や契約書の整備等に早急に取り組んでいただき、適用の準備が整った場合は、適用開始日を待たず先行して対応を開始していただくようお願いしたい。

また、中小企業等に対しては、保証契約の解除に向けて、例えば、法人と個人の財産の分離など具体的にどのような取組みが必要か、その為にどのような対応が必要か十分に説明するなど、実情に応じてきめ細かく対応するとともに、必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携していただくよう併せてお願いする。

### 3. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績の公表について（令和元年度上期）

- 昨年12月25日に令和元年度上期のガイドラインの活用実績を公表した。「無保証融資割合」、「二重徴求割合」は前年同期比で改善しており、各金融機関においては、引き続きガイドラインの積極的な活用を努めていただくようお願いする。

### 4. 預金者の不測の事態に備えた対応状況に関する調査について

- 顧客に危篤状態など不測の事態が生じた際に、顧客本人や家族等に入院費や葬儀費用等の出費のための預貯金を払い出すといった対応については、これまでも、顧客の事情に配慮した真摯かつ柔軟な対応ができるよう手続きの策定や職員への周知をお願いしてきたところ。引き続き、現場の窓口担当職員を含め、適切にご対応いただきたい。
- 各金融機関における対応状況を把握するための実態調査を行うこととし、先日、調査票を発出しているため、ご協力をお願いしたい。

### 5. 地域課題解決支援チーム・室が行う地域課題解決支援への取り組み

- 「金融育成庁」として、地域に飛び込み、中央と地方、官と民と協働する地域課題解決支援チームは、地域経済を支える有志が地域課題を共有し、共感する仲間との出会いの場として、公務員や金融機関職員等の有志が集う交流会「ちいきん会」を3回開催した。  
次回は2月29日に東京・全国信用協同組合連合会本部で開催するので、立場を超えて地域で共に歩む仲間のコミュニティ形成に関心のある職員の方々には是非参加いただきたいと考えている。
- 昨年11月28日には、本チームがハブ機能を担い、「新現役交流会2.0」を官・民・金の共同で企画・開催した。本会は、WEBを活用した、地方の中小企業の人材不足解消に向けた新しい取り組みであり、遠隔地でも

相談が受けられる仕組みにした。

- こうした取組みを進める中で、地域課題解決支援チーム・室のメンバーとして共に働いて頂ける方を公募したところ、3人の地域銀行や協同組織金融機関職員の方がメンバーに加わっていただいた。本チームは、金融機関の実務的な知見を生かしつつ、持続可能なビジネスモデルの一助となるような取組みを強化していきたい。
- 金融庁のホームページ内に、地域課題解決支援チームのサイトを開設した。先程紹介した「ちいきん会」の情報や、地域活性化に資する取組みを紹介するほか、地域の課題解決に関する相談を地域金融機関や自治体から直接受ける窓口を設置したので、是非ご活用いただきたい。

## 6. TPP11、日 EU・EPA 等を見据えた我が国企業への支援について

- わが国通商交渉においては、①平成 30 年 12 月には米国以外の 11 か国による TPP (TPP11)、②昨年 2 月には日 EU・EPA、が発効し、さらに今般、③日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が 1 月 1 日に発効したなど、大きな進展があった。
- このような進展を受け、政府全体として、本邦企業の海外進出や国内産業の競争力強化等を図るため、前回の決定から 2 年経過した「総合的な TPP 等関連政策大綱」を昨年 12 月 5 日に改訂したところ。
- 本邦企業や事業者の中には、協定の発効を踏まえ、海外進出や経営改革等に動き出している先もあるものと承知している。
- 金融機関におかれては、こうした企業・事業者の動きを適切に後押しするよう、必要に応じ公的機関等とも連携しながら、海外進出や経営改革等に係る支援ニーズを的確に把握し、適切な情報提供や助言、資金提供等を行うことにより、金融仲介機能を十分に発揮していただくよう宜しくお願いしたい。

(以 上)